

持分払戻し方法変更のための定款変更の議決方法について

Q. 持分全額払戻制をとる組合が、出資額限度の払戻方法に定款変更する場合は、組合員にあっては既得権の放棄を意味するので、総会における定款変更議決とは別に組合員全員の同意が必要ではないか。

A. 持分払戻方法に関する定款変更については、中協法第53条（特別の議決）による特別議決をもって足り、特に組合員全員の同意は要しないものと解する。

すなわち、中協法第53条（特別の議決）において定款変更は特別議決によること、また持分払戻しに関して同法第20条（脱退者の持分の払戻）に「…定款の定めるところにより…全部又は一部の払戻しを請求…」と規定するだけであり、中協法上組合員全員の同意を要する規定がないので、これが法律上明文の規定がないことを根拠として、通常 of 定款変更の手続きで足るものと解する。

なお、持分については、既得権たる財産権と解する見解のほか、脱退等により現実化する潜在的な期待権とする見解もあるので、本件については、総組合員の同意を得ることは好ましいことではあるが、現行法上は中協法53条（特別の議決）の特別議決をもって足りるとする見解は中小企業庁においても採用しているものである。